

放送法等の一部を改正する法律案要綱

第一 放送法の一部改正関係

一 定義に関する事項

(第二条関係)

- 1 放送の定義を、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)とすること。

- 2 放送事業者の定義を、基幹放送事業者及び一般放送事業者とすること。

- 3 その他の定義規定の整備をすること。

二 放送番組の編集等に関する通則に関する事項

(第一条及び第二条関係)

- 1 テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の放送番組審議機関を組織する委員の員数について、七人未満の員数以上とすること。

- 2 その他規定の整備をすること。

三 日本放送協会に関する事項

(第一条及び第二条関係)

1 協会国際衛星放送の定義を、日本放送協会が外国において受信されることを目的として基幹放送をする無線局（以下「基幹放送局」という。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）とすること。

2 経営委員会を、委員十二人及び会長をもつて組織することとし、経営委員会の議事は、監査委員会の職務執行に必要な事項や役員の報酬等に関するもののほか、出席者の過半数をもつて決することとするとともに、経営委員会の委員、会長、副会長及び理事の欠格事由の一部を改めることとすること。

四 基幹放送に関する事項

(第一条及び第二条関係)

1 基幹放送の定義を、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送とすること。

2 認定基幹放送事業者の定義を、基幹放送の業務を行うために総務大臣の認定を受けた者とすること。

3 特定地上基幹放送事業者の定義を、電波法の規定により自己の地上基幹放送（基幹放送であつて、

人工衛星の放送局を用いて行われるもの及び自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とするものを除く。）の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者とする事。

4 基幹放送事業者の定義を、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者とする事。

5 基幹放送局提供事業者の定義を、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものとする事。

6 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずることとする事。

7 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、総務大臣の認定を受けなければならないこととする事。

8 基幹放送の業務の認定において、当該業務を行おうとする者が他の基幹放送事業者に対して支配関

係を有する者に該当しないこと等、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるものが妨げられないと認められる場合でなければならぬこととする。この場合、「支配関係」とは、一の者が有する法人等の議決権の数の当該法人等の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内の一定の割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係等に該当する関係とすること。

9 特定地上基幹放送事業者が分割をした場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなすこととする。

10 認定基幹放送事業者は基幹放送の業務に用いる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）を、特定地上基幹放送事業者は自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）を、基幹放送局提供事業者は基幹放送局設備を技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。

11 認定基幹放送事業者は基幹放送設備に、特定地上基幹放送事業者は特定地上基幹放送局等設備に、

基幹放送局提供事業者は基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないこととする。

12 総務大臣は、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備が技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するようにそれらを改善すべきことを命ずることができることとする。

13 総務大臣は、技術基準適合維持義務、重大事故の報告義務、設備の改善命令の施行に必要な限度において、基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送設備等の状況等の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備等を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備等を検査させることができることとする。

14 基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるものは、基幹放送局設備及び特定地上基幹放送局等設備を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況等を公表しなければならないこととする。

15 その他規定の整備をすること。

五 一般放送に関する事項

(第二条関係)

1 基幹放送以外の放送（一般放送）の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受け又は総務大臣に届出をしなければならぬこととする。

2 一般放送事業者の定義を、一般放送の業務を行うために総務大臣の登録を受けた者及び総務大臣に届出をした者とする。

3 一般放送の業務の登録を受けた者（以下「登録一般放送事業者」という。）は、その登録に係る電気通信設備を技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。

4 登録一般放送事業者は、登録に係る電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないこととする。

5 総務大臣は、登録に係る電気通信設備が技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができるとする。

6 総務大臣は、登録一般放送事業者に対し、登録に係る電気通信設備の状況等の報告を求め、又はその職員に、電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができることとする。

7 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者（指定再放送事業者）は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、その放送対象地域に当該区域を含むすべての地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならないこととする。

8 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者）については、指定再放送事業者に限る。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下

「紛争処理委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができ、また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとするほか、当該一般放送事業者は総務大臣の裁定を申請することができることとする。

9 その他規定の整備をすること。

六 有料放送に関する事項

(第二条関係)

1 有料放送事業者は、基幹放送を契約の対象とする有料放送（以下「有料基幹放送」という。）の役務を提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について有料基幹放送契約約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならぬこととし、当該有料基幹放送契約約款以外の提供条件による有料基幹放送の役務の提供を禁止するとともに、当該有料基幹放送契約約款を公表し、掲示することとする。

2 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しその有料放送の役務の提供を拒んではならないこととする。

3 有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする

るときは、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならないこととする。

4 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等を業として行う者は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結等をしようとするときは、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならないこととする。

5 有料放送事業者及び有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないこととする。

6 有料放送管理業務を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととし、当該届出をした有料放送管理事業者は、業務の実施方針の策定等のその業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする。

7 総務大臣は、有料基幹放送契約約款に定める提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認め

場合は変更を命ずることができるとし、4及び5の義務に違反したときは、業務の方法の改善等の措置を命ずることができるとすること。

8 その他規定の整備をすること。

七 電波監理審議会に関する事項

(第一条及び第二条関係)

1 電波監理審議会は、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障することに
関する重要事項等に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を総務大臣に建議することができ
ることとする。

2 その他規定の整備をすること。

八 その他規定の整備をすること。

第二 電波法の一部改正関係

一 免許を要しない無線局であつて空中線電力が〇・〇一ワット以下であることを要件の一つとするもの
について、空中線電力の上限を〇・〇一ワットから一ワットに改めることとする。 (第三条関係)

二 無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、特定の固定地点間の無線通信を

（行う無線局（大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの等を除く。）には適用しないこととする）と。

（第三条関係）

三 基幹放送の定義を、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信であつて、放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数の電波を使用するものとする。 （第四条関係）

四 主たる目的及び従たる目的を有する無線局及び基幹放送をする無線局（当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。）の免許に係る手続を整備すること。 （第四条関係）

五 免許人は、総務大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができることとする。 （第四条関係）

六 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行おうとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなすこととする。 （第四条関係）

七 割り当てることが可能である周波数の表（周波数割当計画）には、放送をする無線局に係る周波数に

ついで放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数及びそれ以外の周波数の区分の別を記載することとする。

(第四条関係)

八 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするものうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するものを二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、これらの無線局を包括して対象とする免許(包括免許)を申請することができることとする。

(第三条関係)

九 利害関係人は、無線設備の技術基準について、原案を示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができるとし、総務大臣は、当該申出を受けた場合において、その申出に係る技術基準を策定し、又は変更する必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならないこととする。

(第三条関係)

十 技術基準適合証明を受けた者等は、その氏名又は名称及び住所等に変更があつたときは、遅滞なく、

その旨を総務大臣に届け出なければならぬこととする。 (第三条関係)

十一 無線局に係る書類の備付け義務のうち、無線検査簿の備付け義務を廃止すること。 (第三条関係)

十二 総務大臣は、無線設備が技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるとすること。 (第三条関係)

十三 登録検査等事業者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が無線局の無線設備等について検査を行い、その無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びにその時計及び書類が電波法の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、国の定期検査を省略することができることとする。 (第四条関係)

十四 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。 (第三条関係)

十五 電波監理審議会は、電波法に基づく総務省令の制定又は改廃について諮問を受けた場合には、意見

の聴取を行わなければならないことを改め、必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができることとする。

(第三条関係)

十六 その他規定の整備をすること。

第三 電気通信事業法の一部改正関係

(第五条関係)

一 電気通信事業の定義を、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送局設備供給役務（基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務をいう。）に係る事業を除く。）とすること。

二 電気通信事業を営もうとする者の設置する電気通信回線設備が、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合は、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況等を公表しなければならないこととする。

四 電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物（電気通信設備設置用工作物）の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わない等の場合は、当事者は、紛争処理委員会に対し、あつせんを申請することができ、また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとするほか、総務大臣は、当該他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができ、また、当該一方の電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができることとする。

五 電気通信事業者と電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業を営む者との間において、当該電気通信事業を営む者が申し入れた当該電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、紛争処理委員会に対し、あつせんを申請することができ、また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとする。

六 その他規定の整備をすること。

第四 附則

(附則関係)

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律は、廃止することとする。

三 有線テレビジョン放送法は、廃止することとする。

四 電気通信役務利用放送法は、廃止することとする。

五 有線放送電話に関する法律は、廃止することとする。

六 その他関係法律について所要の改正を行うこと。